

議会改革特別委員会

平成28年11月28日

葛城市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

- | | | | |
|-----------|----------------|-----------|----|
| 1. 開会及び閉会 | 平成28年11月28日（月） | 午前11時00分 | 開会 |
| | | 午後 0 時05分 | 閉会 |

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 西井 覚 |
| | 副委員長 | 内野 悦子 |
| | 委員 | 川村 優子 |
| | 〃 | 西川 朗 |
| | 〃 | 増田 順弘 |
| | 〃 | 藤井本 浩 |
| | 〃 | 吉村 優子 |
| | 〃 | 白石 栄一 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 員 山 本 英 樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名
な し

6. 職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 中 井 孝 明
書 記 吉 田 賢 二
〃 山 岡 晋

- ## 7. 調 査 案 件（所管事項の調査について）

- (1) 議会基本条例の制定について
(2) その他

開 会 午前11時00分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。議会改革特別委員会を開会させていただきました、全員参加してもらいまして、どうもありがとうございます。今まで作業部会を14回開いた中で、多分議会基本条例についての審議はこれで終わりだと思いますが、きょうは、法令審査会で条例を部分的に変える件、言い回しとかをちょっと変えるという件について皆様方にご了解いただきたいということでございますので、順次説明されていくと思いますけど、どうかよろしく慎重審議のほどお願いいたします。

委員外議員の出席は山本議員でございます。よろしくお願いいたします。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りいたします。

本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件（1）議会基本条例の制定についてを議題といたします。

前回8月26日に開催いたしました委員会では、作業部会で作成した条例素案の逐条解説案をご報告させていただき、皆さんのご意見をお伺いした結果、逐条解説の内容について、委員会としても了承いたしましたところでございます。また、条例制定までのスケジュールについても皆さんにご確認いただき、前回の委員会と並行して行ってまいりました理事者側との協議などの確認作業を更に進めながら、パブリックコメントの実施に向け準備を整えていくこととなったところでございます。

本日は、法令審査など理事者側との確認作業の内容を踏まえ、11月18日に条例素案作成作業部会を開催して協議いたしました結果、条例案に若干の修正をさせていただきましたので、その内容について説明させていただきたいと思っております。なお、修正内容について皆さんのご了解をいただければ、パブリックコメントを実施したいと思っております。

それでは、作業部会での協議内容について、事務局より説明をお願いいたします。

中井事務局長 それでは、第14回の作業部会におきまして確認いただきました内容について説明させていただきます。

法令審査におきまして、何点かにおきまして文言等の訂正及び修正をしておりますので、詳細につきましては、課長の方から新旧対照表に基づきまして説明していただきます。

西井委員長 吉田課長。

吉田書記 事務局の吉田です。よろしくお願いします。

それでは説明させていただきます。先ほど委員長よりお話がございましたように、前回開催の議会改革特別委員会以降、引き続き行政当局と調整を行っていましたが、条文としての表現等について、法令審査の中で意見をいただいておりますので、その内容をもとに作業部会でご協議いただいた結果につきまして、お手元に配付させていただいております対照表に基づき説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、対照表1ページでございます。議員の活動原則、第3条の第2項でございます。変更前の方では、「議員は市政について市民の意見を把握するとともに、自己の能力を高めるために不断の研さんを行うことによって、計画、施策及び事業（以下これらを『政策』という）の立案及び提言を行うよう努めるものとする」としております。この中にある「市民の意見を把握する」という箇所について、変更後は、「市民の意見、要望及び提案を把握する」とさせていただきます。こちらにつきましては、この条文の1つ後、基本条例の第4条、この表の2ページの真ん中のところになりますが、網かけしておりますように、「市民から出された意見、要望及び提案を真摯に受けとめる」となっております。法令審査におきましては、第3条の「市民の意見」について、「意見」だけに限定せず、第4条の「意見、要望及び提案」と表現を合わせておいた方がよいのではないのでしょうかということでもございました。

次に、同じく2ページの下、第7条についてでございますが、変更前をごらんください。第7条第1項では、変更前は、「市長及び執行機関の職員」について「(以下『市長等』という)」という略称規定の表現が入っておりました。しかし、「市長及び執行機関の職員」の直前に「議員と」という言葉がついておりますので、読み方によっては略称規定の「市長等」に「議員」も含まれていると解釈されてしまうという指摘がございました。このため、この略称規定は削除して、すぐ下の第2項で、2ページの一番下の行に「出席を要請された市長等」という箇所がありますので、ここで、「市長等」とは「市長及び執行機関の職員」のことを指すという略称規定を入れた方がよいのではないかとということで、変更後はそのようにさせていただきます。

また、同じく第2項の1行目では、変更前の「(以下『会議等』という)」から、変更後は「(以下これらを『会議等』という)」となっておりますが、これらにつきましては、略称規定の表現として、変更前では「会議等」が指し示しているのが特別委員会だけと解釈もできってしまうので、「これらを」を入れることで、「会議等」が「本会議」と「常任委員会及び特別委員会」の全てを指しているということが明確になるとのことでもございました。

続いて、3ページの真ん中の部分、委員会の活動第1条でございますが、直接この条文に変更はないのですが、この「委員会」という表現について、「委員会」とはどの会議を指しているのかの定義づけをするべきということでございました。そのため、2ページの右側、変更後の一番上でございます第4条の第2項で、「議会は、本会議のほか常任委員会及び特別委員会（以下これらを『委員会』という）を原則公開するものとする」とさせていただきます。そこで、第4条以降に出てくる「委員会」とは常任委員会と特別委員会を指す

と定義づけを行うことで、第11条でいう「委員会」は常任委員会と特別委員会を指し示しているということになります。

続いて、4ページをごらんください。一番上でございます。第16条の第2項の部分でございますが、変更前は、「議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討する」となっておりましたが、「類似市」とは何が類似する市という意味なのか明確にした方がいいということでしたので、変更後は、「議員定数の基準は、市の人口、面積、財政力及び事業課題並びにこれらの類似市の議員定数と比較検討する」とさせていただきます。

次に、同じく第16条の第3項でございます。変更前では、議員定数の条例改正議案は「委員会または議員から提出する」としております。本来、ここでのいう委員会は全ての委員会という意味ですが、先ほどの委員会の定義づけにおきまして、「委員会」とは「常任委員会と特別委員会」を指すと略称規定を設けましたので、変更後は、「委員会」の後ろに「議会運営委員会」を加えております。これは、4ページ最後の第17条、議員報酬の改正議案の提出についての条文におきましても、同様の理由で変更させていただきます。

以上で変更案の説明とさせていただきます。なお、お手元に配付させていただいております逐条解説案につきましては、条文本文は対照表に基づき変更後の内容に修正させていただいたものになりますが、解説部分についての変更は特にございません。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

西井委員長 それでは、ただいまの説明について、何かご意見はございませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 今の改正について、変更後の部分で気になったのが、委員会と議会運営委員会を別個にして、つまり、委員会と言った場合は常任委員会と特別委員会であって、議会運営委員会は別物という定義づけをしているけど、その解釈はわかったんですけども、そしたら、委員会活動というところがそれで合うのかどうかというのが、作業部会の皆様方に、つじつまはこれで合っているんですよ。しかし、今までの流れからいうと、委員会というのはそれも含んでやってきた中で、これからは委員会というのは常任委員会と特別委員会やと、議会運営委員会というのは別個のものと分けるということに問題はないのかどうか、ちょっと気になったので、お尋ねしておきたいと思います。

西井委員長 変更した部分だけと違って、全体の条例上からいったら、たしか議会運営委員会は別の形にしているということやな。作業部会と、前に了解してもらった議会運営委員会は議会の流れを決めるのが主やから傍聴がないとか、いろんな形を決めたと思います。せやから、全部同じ形にできないので分けていると。

藤井本委員。

藤井本委員 だから、言おうとしているのは、この流れだけでいうと、委員会をこう分けたというのはわかるねんけども、例えばこちらの方の9ページなんかを見ると、委員会活動というのがあって、解説のところにいろんな委員会についての決め事があると。そこまで掘り下げて考

えなくてもいいのかわからないけど、こっちの定義づけは、委員会というのは常任委員会と特別委員会だけやと、議会運営委員会というのはまた別物やと扱いをすると、そこで、どう言うのかな、文章的な流れはわかるねんけど、つじつまが合うてこないようにならないのかなと私自身が思っているだけで、そうと違うねやったら言ってくれたらそれでいいけども。

西井委員長 課長。

吉田書記 事務局の吉田です。ただいまのご質問ですが、委員会という略称規定がほかで問題にならないかという、そういうようなお話かなと思うんですが、ただいま説明させていただいたように、この条例内での略称規定ですので、ここに出てくる委員会には議会運営委員会は入らないというような定義づけですので、この中での略称規定ということでご判断いただきたいと思います。ほかには特に影響しないと考えております。

以上でございます。

藤井本委員 影響しないんだったら、それでいいです。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 それでは、この内容で皆さんのご了解をいただいたということで、これまで皆さんにご協議いただき決定いただいております条例案及び逐条解説をもって、広く市民の皆さんに公表し、その内容についてご意見を求めるパブリックコメントを実施したいと思います。なお、この変更についてはは、また12月議会までに全員協議会で全議員にも説明させてもらいたいと思っております。

増田委員。

増田委員 今の質問の関連でございますけど、作業部会でもいろいろ確認させていただいたんですけども、逐条解説の4ページのここが直接関連してくるところかと思うんですけども、第3章の第4条第2項、「議会は、本会議のほか常任委員会及び特別委員会（以下これらを『委員会』という）を原則公開するものとする」というふうにうたっております。先ほどの質問からいきますと、公開する委員会の中に議会運営委員会は入っていないという解釈ということになりますので、その辺に関しては影響してくるであろうというふうに皆さん方が共通認識していただかないと、全部の委員会、議運も入ったということじゃないよということを、ここでは解説していないんですね。その辺のところを誤解のないようにということで、作業部会では意見が出たということでございます。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないということで進めさせていただきます。パブリックコメントを実施したいと思います。なお、私といたしましては、本日ご協議いただきましたことは、12月議会の全員協議会で承認もいただきたいと思います。1月1日発行の広報かつらぎでパブリックコメントを実施する旨の周知を行い、1月中旬から2月にかけて市役所庁舎内や市のホームページなどで公表して、意見を募集したいと思っております。

これらのことについて、何か確認事項などはございませんでしょうか。よろしいでしょう

か。

藤井本委員。

藤井本委員 広報でという話がありましたけど、これとは直接関係ないんですけど、昨年、記憶では12月だったと思うんですけど、市民懇談会の予定とかは今ないわけですか。昨年して、今年はしていないでしょう。そのことについてはどうなっているのか、お尋ねしておきたいと思います。

西井委員長 たしか昨年の6月議会が終わってしたのは、おととしの8月の委員会で決めたのかな。翌年の6月議会をめぐり、市政報告会また市民懇談会、何なりという形で一応一回しなければならないということを委員会で決めたわけでございます。そして、昨年の6月にたしか説明させていただき、できれば毎年なりという形でという話をしながら、事務局案としては1回するようになっていたんだけど、ただ、作業部会が先ほど申し上げましたように14回、それを逆算して、作業部会でもこの前話をしてましたが、もう日程的にいっぱいになってしまいまして、うかつとしたと言うたら何ですけど、その状況の中で、条例として施行されたときには条例どおりに必ずしなければならないという理解をしてもらって、うかつとしたことについては確かに申しわけございませんが、そういう話で、とりあえず期日的な問題といろんな問題でうかつとしてしまったということでご理解ください。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 忙しく14回も作業部会をしていただいて、私もそこへは出席していないわけで、これはご苦労さまでしたという気持ちはあるわけですけども、去年7月にやって、年に1回はやっていこうということで、その場でもきつと言っている場面があるのと違うかなと思うし、これとは関係なしに、今決めている議会基本条例の作成作業部会を14回もやられていて、おそくなっているとか、うっかりしたとか、そんなじゃなくて、議会改革特別委員会において今後、例えば2月にやろうとか、どこかでする予定をしているのかどうか。いやいや、もうこれができてから、それについて市民にお知らせするような市民報告会をするねんと、予定だけでも決めておいたら、どうですか。私が言おうとしているのはそういうことです。

西井委員長 皆さんにお諮りしたいと思っておりますけど、予定では6月定例会で、上程させてもらうという予定をしております。当然約束として1年に1回ということですので、来年度の例例えば6月議会をめぐりという形で、議会基本条例も制定したということで開いたらいいんじゃないかというのは思っておりますが、皆さん方、いかがでしょうか。

西井委員長 川村委員。

川村委員 市民との懇談会というものがあって、市民の皆さんから見たら、あれきり何もないというようなご意見が多分あるのかなと思います。あの機会は非常に、もっとたくさんの方にも参加していただかないといけないという課題もありましたし、この条例を一応スタートとして、これができ上がったという周知は順序としてしていただいて、やっぱりこれからは同じ流れでやっていくということについては、そういうふうな機会を多く持たないといけない。この第3章のところに、市民と議会との関係と、私たち議員というのは市民の代表であるということが基本ですので、やっぱりその意見を受け入れていくということはこれからも非常に重

要なことでありますので、ぜひ1つの流れを、この条例が制定された機会に、申し合わせでもいいですので、年に1回、2回ということも含めて、全協でまた話をぜひしていただきたいと思っております。

西井委員長 局長。

中井事務局長 ただいま西井委員長も言われましたように、この条例案につきましては6月定例会に上程する予定でございます。そして、これはあくまでも事務局案でございますけども、上程できた時点で、できたということを報告させていただく市民懇談会を開いてはどうかと思っております。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 前回の作業部会の中で、今後この特別委員会のメンバーの構成をどうするんだという確認も私はさせていただいた。その際に、役員改選があらうとメンバー構成としては継続してやっていく、こういうことでございました。となれば、委員長の先ほどの説明、それから局長の説明も、できてからやったらどうやというふうなことも重々私も理解できるんですけども、聞き方を変えると、これだけやったから後はよろしくねと、できてからまた次の人が考えてというふうに逆に解釈もできますし、メンバーも一緒であれば、その後のスケジュールに関しても、一定の計画といいますか、6月に制定して、7月、8月にそういう懇談会を開くというふうなことも委員会として予定しているねんと、その辺のところで、次の段階まで踏み込んで今回ご協議していただくことも意義あることかなというふうに感じましたので、皆さん方も、その辺のところも意見がございましたら、このぐらいがいいのと違うというふうなことも、この段階で先の計画も、制定後の計画も協議していただければいいかなというふうに感じてございます。

西井委員長 ただいま私自身の意見としては、議会基本条例を作成するまでは、委員はそのままやということを、たしか昨年の役員改選前からも申し上げていました。条例を作成したら終わりじゃなく、とりあえず今期については、議会改革特別委員会を閉鎖するわけじゃないというつもりであります。ただ、平成19年9月に特別委員会を設置したときの条件は、基本条例ができるまでという形になっていたと思います。だから、それが終わったら終わりやけども、とりあえず今期はそのままやっていきたい。来期また特別委員会をそのままつくるかどうかは、来期の議員さん方で考えてもらえる問題じゃないかなと思います。とりあえず平成19年の9月議会でしたのは、最終的には基本条例までつくらなあかんというのが議題であって、それを一応達成したというのは確かになるわけです。ただ、あと、このつくった条例を守っていくとしたら、例えば何らかの委員会を設置しなければならないんじゃないかなというのは思うわけでございますが。

西井委員長 白石委員。

白石委員 1つは議会報告会の位置づけの問題で、昨年7月に実施した議会報告会の主催というのは、そこはどこやったんかいなと。議会として議長が中心に開催されたものなのか、議会改革特別委員会が議会基本条例の策定の一環として開催したものなのか、ちょっと僕はその辺の記

憶が定かでないもので、どういう位置づけの議会報告会やったのかというのが1つですね。というのは、議会改革特別委員会、議会基本条例の策定のプロセス、工程表の中で議会報告会というのを計画していたわけでありますから、その議会報告会とリンクした部分とリンクしていない部分があるんですね。だから、その位置づけが非常に曖昧だったというのが、委員長がうっかりしていたというところになっているんじゃないかと。議会の責任として、やっぱり年1回議会報告会をやるんだというふうに僕は思っていたわけです。だから、それと、作業部会あるいは議会改革特別委員会で基本条例が策定されるまでのスケジュールの中で位置づけていた議会報告会との関係が非常に曖昧だったというのが、1つうっかりにつながっちゃっているわけで、それがちょっとどうやったんやろうというのが1つ、記憶を事務局の方でたどっていただいて教えていただきたい。

それから、議会改革特別委員会で、同じ委員であったり、または委員でなかったり、引き継いで、この基本条例というのは、やはりそれを条例のとおり実施されているかということを検証し、やっていくというのは、それはそれで1つの方法やと思うんですけども、基本的には、基本条例の見直し規定では議会運営委員会ということで位置づけられているわけだから、議会運営委員会ととにかく、議会改革特別委員会の最終的な設置目的が基本条例の制定だったのか、議会改革という大きな目的だったのか、そこをちゃんとはっきりさせないかん問題だと思うんですね。

基本条例については、基本的には見直し規定では、毎年、議会運営委員会の中で、条例のとおり進捗、達成、到達点そのものがどうなっているかということで議論をして、そして、多分運びとしては、また改めて議会改革特別委員会を設置して、それをどうするかというふうに、またそういう方法をやっていくのか、もうそのまま議会改革特別委員会を置いておいて、ほかのことをやりながら、議会運営委員会の諮問に応じて対応していくというふうにするのか、そこははっきりしなければならないと思うけども、現状では議会運営委員会というのが第19条の見直し手続の中で書かれていて、そのようになるのかなというふうに思うんですけども。

以上です。

西井委員長 とりあえずスケジュールとしては、基本条例が制定されるまでそのままということで前々から申し上げていますので、手続としては、たしか昨年7月に議会改革特別委員会が主催のもとで懇談会をしたと思います。ただ、その前年度の8月に議会改革特別委員会で、来年、一応懇談会なり市民との協議の場をしようやないかという提案があって、7月にしたという記憶でございますので、とりあえずこのままで、6月議会をめぐって、来年度、市民懇談会、またこの条例作成の意味合いとかいう説明も含めてさせてもらいたいかがでしようかと思っておりますが、どうでしょうか。

白石委員 去年の6月の議会報告会というのは、議会改革特別委員会が主催ですか。

西井委員長 この特別委員会で一生懸命皆さん方で話し合いをして、日にちを決めて、どこでするかとかいうことをこの委員会で決めていきましたので、主催としてはこの委員会だと思います。

白石委員 だから、やろうという期日をこの中でいろいろ決めて、やろうとなったら、やっぱり議会

全体がやろうということになるわけですから、議会報告会ですから、議長の指揮のもとで、それなら議会改革特別委員会がちゃんと段取りをしてやってくださいという手順になるんじゃないかなと思うんです。

西井委員長 ただ、すべて議会改革特別委員会だけではということではなく、全員協議会にもお諮りして、このような形でしますということをたしか報告させてもらって、議長にも報告して、当委員会だけでする問題ではないから、皆さん方も協力してくださいよということを全員協議会をお願いしておいて、主にスケジュールとか、いろんな詰めをこの委員会で決めたというのが私の記憶ですけど、何か覚えていることがあったら言うて。山岡主査。

山岡書記 委員長がおっしゃるように、詳細につきましては全て議会改革特別委員会で決めていただきまして、最初、議会改革特別委員会の委員のメンバーが主になってしようかというお話もあったんですが、全ての議員がかかわった方がよいということで、全員が参加するようなものとさせていただいたという流れでございます。当日の資料とかにつきましては、葛城市議会が作成した資料ですという形での記載等もございましたので、主催というところになりましたはちょっと曖昧になるのですが、一応流れとしてはそういう形になっております。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 わかりました。この話を持ち出したのは私ですけども、委員長はそうにお考えで、それでいかれるのであれば、委員会としても了解を得られるならば、それはそれでいいと思うんですけども、去年の7月に戻って、先ほど川村委員からもあったように、数十名来ていただいて、そこで年に1度また行いますとか、何かそういう市民に誤解を招くようなことだけはないというのだけ、もう一度確認しておいてくれますか。もしそういうことをしていたら、やはり待っている方もあるわけで、どないなっているねんやと、議会の見方も変わりますから、私も記憶にございませんので、そこだけ確認しておいていただきたい。ただ、気持ちとしては、年に1回ぐらいするねんやろなという気持ちは持っていましたけども、それで結構です。確認しておいてください。

西井委員長 そしたら、まず来年の6月議会前後をめどとして報告会をするということでよろしいでしょうか。皆さん、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 そしたら、また12月議会の全員協議会で、きょう決めたその件についても予定をしておりますということで報告させてもらって、了解してもらって、6月議会をめどにやっていくということと、きょうの条例案の変更の部分について了解を受けたいと思っておりますので。最後に、その他について議題といたしたいと思いますが。

吉村委員 先ほどから、年に1回期待している人もいるかもしれないという中で、議会だよりの中で、来年6月にはしますということを触れておいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。今年度はなかったですけどみたいな感じで。

西井委員長 日にちとかはまだ決まりませんが、来年度の6月議会の前後ぐらいにまたしますというふうな文面でよろしいでしょうか。これは議会だより編集委員長にお願いするということ。

川村委員。

川村委員 吉村委員と白石委員とお二人が、年に1回と言うたかどうかというところ辺で、私も、多分6月議会が終わって、昨年やった時間が一番やりやすい時期やったというような意見があったというのは記憶しています。それと、基本条例ができるまで、とりあえずやってみようという今までの流れ、私も副委員長をさせていただいたときの流れからいうと、この市民懇談会というのは初めてすることで、とにかく一度やってみようというような流れであったということも記憶が確かにあったなと思っているんですけども、この条例ができて、これが固まった段階で、定期的にどうするかということは、どこで協議するかという話になりますので、あえて今、6月議会終了後に予定していますという、あくまで予定は予定ですので、それに触れるか触れないかというところ辺ですけれども、委員長がおっしゃるように、その流れを一応つくってこかということでしたら、私はそれでいいかなと思うんですけど、その辺の確認を事務局の方はぜひ、前回に市民に年に1度やろうかと思っていますというふうなことを実際言ったかどうかというところも確認していただきたいなと思います。

西井委員長 私自身の記憶では、私の口からは、基本条例の中でそれを反映するというような話をさせてもらったと。ただ、事務局案では、工程表の中でしたらどうですかという案は出てきていたという記憶でございます。

増田委員。

増田委員 議会だより編集委員副委員長として一言お話をさせていただきます。今ございました広報誌で市民に対して予告というんですか、あれ、お前ら、前にやったん、もうやめるのかと、そういうふうなお話のないように、ちゃんと6月をめどにということであれば、そういうことを広報誌で表現すれば、いろいろと理解していただけたと思います。方法としては、私も委員会報告を担当しておりますので、特別委員会の閉会中の報告という部分で、きょう議論している内容を記事として載せることによって、その辺は大きく見出しとしては出ないですけども、記事の中に、委員長から、そういう協議をされたという程度の報告でしたら、通常の広報誌の中の委員会報告ということで周知はできるかなと思います。

以上です。

西井委員長 とりあえず、決定するとしたら、日にちまでは決まらへんから、6月議会前後というふうな形の中で決めたということを事前PRとしてお願いしたらどうかと思います。ただ、昨年の7月にするときには、3月号ぐらいですというのを出示してもらったと思いますので、また来年も、6月の日にちもある程度決めたら、3月号ぐらいで出示してもらったと思います。6月前に一般の方々に配布することにより、それをまたお願いして、PRして、できるだけやっぱり市民ものぞいてもらうようにしなければならぬので、せっかくするのなら、そういう方向でやってきたいと思いますので、どうか議会だよりの副委員長、またその辺も含めてよろしくお願いします。

だから、議会改革特別委員会としては、必ず6月議会前後に一応、市民懇談会という形の中で、また条例及びそのほかという形での報告会をさせてもらうということで決めさせてもらうということでよろしいでしょうか。

白石委員。

白石委員 議会報告会の経過があるわけだから、その経過をきちっと、どうであったのかということ調べてもらって、職員の記憶だけじゃなくて、どういう位置づけのものやったんやということちょっと休憩して調べて。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 47 分

再 開 午後 0 時 00 分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

先ほどの話について、事務局より説明をお願いします。

局長。

中井事務局長 前回の議会懇談会は、一応、基本条例ができるまでに1回やってみましょうという形で、議会が主催でやっております。そして、それとまた別に、この議会基本条例を作成するに当たりましては、パブリックコメントが終わった時点で議会報告会をする計画になっております。それで、前回示しています計画では、パブリックコメントを大体9月から10月ぐらいにするという予定で進んでおりましたが、このパブリックコメントがおくれておりますので、今の予定では1月から2月にかけてパブリックコメントをする。そして、それからこの基本条例のための報告会をというスケジュールになるわけですが、3月議会がありますので、多分するとすれば、6月に上程する前、4月か5月の間に、この基本条例作成に当たりましての議会報告会をしてはどうかと考えております。

以上でございます。

西井委員長 ただいま局長から報告がありました件でございますが、スケジュールがちょっとおけているということで、とりあえずパブリックコメントが終わってから、まず議会基本条例案についての説明という形の中で報告会をさせてもらうということで、そして続けてまた報告会をするということになりますので、パブリックコメントが終わって、日程を含めて当委員会を開かせてもらって、4月なり5月と言うてるように、できるだけ皆さんの日程も含めて考えながら早くするというので、本日決めさせてもらっていかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 その後、年に1回というのは条例にしているから、6月議会が終わってからもう一回、今度は一般的な市民報告会というのは、6月議会がありますので、期間が短いけど7月には本格的な形で報告会をしなければならないであろうと私自身は思っておりますが。ただ、2回目の話については一応腹の中に入れておいてもらってということで、とりあえず先にパブリックコメントが終わってからの報告会に着手しなければならないと思いますので、いろいろ予定があると思いますが、また当委員会、その辺の日程も含めて決めるときには、皆さん方にご協力願いたいので、また委員会なり協議会なりの形で再三開かなければならなくなるとは思います。皆さん方のご協力のほどよろしくお願いいたします。

この件についてはそれでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 ほかのことについて、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようでしたら、本日の委員会は以上とします。

皆さん方、慎重審議してもらいました。そして新たに、パブリックコメントが終わってから市民に報告会をしようやないかということもある程度決まったということで、皆さん方、また大変お忙しくなると思いますが、どうかご協力のほどお願いいたしまして、本日の委員会の終了の御礼の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午後0時05分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 西 井 覚